

県南広域振興局長告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年11月20日

県南広域振興局長 田村均次

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500117	株式会社パセオ	よいっこ介護サービス	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖 400番地1	平成24年11月30日